

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成15年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案について

平成16年1月

1. 法律案の趣旨

平成15年度において低温等による水稲、大豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れる必要がある。

本法律案は、そのために必要な立法上の措置を定めるものである。

2. 法律案の概要

農業勘定における積立金の歳入への繰入れ

農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る平成15年度の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとする。

(注) 本法律案に基づき、平成15年度補正予算において積立金699億円のうち508億円を歳入へ繰入れ、再保険金の支払いに充てる。

3. 法案の施行日

本法律案は、公布の日から施行することとしている。